

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十二月十二日奈良県指令建第一〇一〇二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年四月五日建第一〇一〇四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字曾大根三八九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北之庄町四一番地の二
株式会社キノシタ 代表取締役 木下智喜

一 許可番号

令和四年八月二日奈良県指令建第一〇一〇一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年四月六日建第一〇一〇五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市庵治町四三一番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市庵治町四三一番地六
廣田英行

一 許可番号

令和四年六月十七日奈良県指令建第一〇八一五四号

令和四年十二月六日奈良県指令建第一〇八一五四一一号

令和五年三月三十一日奈良県指令建第一〇八一五四一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年四月七日建第一〇一〇六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字吉備五五六番一及び五五七番四の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市榛原あかね台一―一―八

粉川元秀